

アセス知事意見 <input type="checkbox"/> : 自然環境部会意見	評価書における対応状況
<p><b>1 全般的事項</b></p> <p>(1) 環境影響評価の結果を事業計画に反映させるとともに、事業の実施過程において評価結果の検証を行うこと。</p> <p>(2) 環境影響評価の結果に基づく環境保全措置及び事後調査を確実に実施し、事業実施区域周辺の自然環境及び地域住民に対する影響の回避又は低減に努めること。</p> <p>(3) 事業の進捗状況及び事後調査の結果について、適宜、地域住民及び関係機関に対し情報提供を行うとともに、一般にも公表するよう努めること。</p> <p>(4) 工事の施工にあたっては、あらかじめ工事区域の外周を柵やロープ等で明確にするなどの措置を行い、工事区域外における工事関係者等の踏付けによる改変の防止を徹底すること。</p>	<p>評価書p. 557第9章環境影響の総合的な評価に次のとおり記載されている。 「本環境影響評価の結果に基づき、事業計画を進め、事業の実施過程において評価結果の検証を行うとともに、環境保全措置及び事後調査を確実に実施し、事業実施区域周辺の自然環境及び地域住民に対する影響の回避又は低減に努めることとしている。さらに、事業の進捗状況及び事後調査結果については、適宜、地域住民及び関係機関に情報提供を行うとともに、一般にも公表するよう努めることとしている。」</p> <p>評価書6-7植物の項目において、p. 427の6-7-3評価の結果に次のとおり記載されている。 「工事の施工にあたっては、あらかじめ工事区域の外周に柵を設置する等の措置を行い、工事区域外における工事関係者等の踏付けによる改変の防止を徹底することとする。」</p>
<p><b>2 大気環境</b></p> <p>(1) 風力発電機の機材の輸送を夜間に計画しているが、特に十里塚集落内を通行する際は、事前に住民の理解を得るとともに、騒音及び振動の低減に努めること。</p> <p>(2) 最寄り集落における供用時の低周波音の音圧レベルは、建具ががたつき始める値及び人が圧迫感・振動感を感じる値を下回るものと予測しているが、施設の稼働後、住民から騒音に対する苦情が生じた場合は、必要に応じ、調査、分析及び検討を行い、住民に説明するなど適切な対応を取ること。</p>	<p>評価書6-2-1騒音の項目におけるp. 251の(3)評価の結果2)工事用資機材の搬出入による影響及び評価書6-3振動の項目におけるp. 276の6-3-3評価の結果に次のとおり記載されている。 「夜間の輸送を行う際は、事前に住民の理解を得るとともに、騒音（振動）の低減に努めることとする。」</p> <p>評価書6-2-2超低周波音の項目において、p. 261の(3)評価の結果1)回避・低減に係る評価に次のとおり記載されている。 「施設の稼働後、住民から苦情が生じた場合は、必要に応じ、調査、分析及び検討を行い、住民に説明する等適切な対応を行うこととする。」</p>

アセス知事意見 <input type="checkbox"/> : 自然環境部会意見	評価書における対応状況
<p><b>3 地形</b></p> <p>(1) 建設ヤードの造成に伴う切土及び盛土の箇所を平面図に表示し、建設ヤードの造成による影響が及ぶおそれのある範囲を明確にして評価を行うこと。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【自然環境部会意見 2】 切土及び盛土の箇所を平面図に表示し、影響が及ぶおそれのある範囲を明確にすること。</p> </div>	<p>評価書6-4地形及び地質の項目におけるp. 280～282の図6-4-2(1)～(3)に、建設ヤードの造成にともなう切土と盛土の区域が追記されている。</p>
<p><b>4 動植物</b></p> <p>(1) 調査によって得られた動植物の生息情報は、調査を実施した時期及び場所における限定的な情報であるため、それに基づく予測結果には不確実性がある。 このため、対象事業実施区域、十里塚集落からの工事用資材の搬入路、送電線の埋設箇所及びその他の動植物調査区域において、希少な動植物の生息が新たに確認された場合は、改めて事業による影響の評価を行い、実行可能な範囲で環境保全措置を検討すること。</p> <p>(2) 掘削孔に溜まった濁水は、沈砂タンクで沈砂後に放流又は改変範囲内に散水することで、濁水発生を抑制する計画である。基礎工事において発生すると考えられる汚泥も含めて、周辺の動植物及び海への著しい影響が発生しないよう適切な措置を行うこと。 また、コンクリート打設工事等において発生すると考えられるアルカリ排水については、周辺に生息する動植物に対して著しい影響が発生しないよう中和処理等の適切な措置を行うこと。</p>	<p>評価書6-6-4昆虫類の項目におけるp. 396の(3)評価の結果及び評価書6-7植物の項目におけるp. 427の6-7-3評価の結果に次のとおり記載されている。 「工事着工前までに、対象事業実施区域、十里塚集落からの工事用資材の搬入路、送電線の埋設箇所及びその他の動物（植物）調査区域において、希少な動物（植物）の生息（生育）が新たに確認された場合は、改めて事業による影響の評価を行い、実行可能な範囲で環境保全措置を検討することとする。」</p> <p>評価書2-2対象事業の内容の項目において、p. 19の2-2-6(7)工事中の排水に関する事項に次のとおり記載されている。 「工事の際に発生する汚泥やアルカリ排水については、周辺の動植物及び海への著しい影響が発生しないよう適切な措置を講ずるものとする。」</p>
<p>(3) 鳥類の渡りの状況について、飛翔図の記載の誤りを修正し、評価結果を再度確認すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【自然環境部会意見 3】 鳥類の渡りの状況について、飛翔図の記載の誤りを修正し、評価結果を再度確認すること。</p> </div>	<p>評価書p. 303の図6-6-2-1(2)ガンカモ類渡り飛翔図の縮尺を1:200,000から1:100,000に修正している。 また、p. 369の6-6-2鳥類(3)評価の結果において、ガンカモ類の飛翔高度は150m以上が多く、大半のガンカモ類は風力発電機のブレードの回転域（地上高35m～120m）より高い高度を飛翔している状況から、風力発電機の存在がガンカモ類に及ぼす影響は小さいものと評価している。</p>
<p>(4) 飛翔エリアが風力発電機に近接しているハイタカ等の種について、衝突確率の算出が行われていないものがある。 このため、飛翔高度及び飛翔範囲の調査データの確認を行い、衝突確率の算出が可能かどうかを再度検討し、あらたに衝突確率を算出する場合は、鳥類に対する影響の予測及び評価の結果を修正すること。</p>	<p>評価書p. 334及びp. 344において、チュウダイサギ及びハイタカの衝突確率の算出結果を記載している。年間の衝突数は、チュウダイサギが0.001個体、ハイタカが0.0004個体であり、いずれの種についても衝突する可能性は極めて小さいものと予測している。</p>

アセス知事意見 <input type="checkbox"/> : 自然環境部会意見	評価書における対応状況
(5) バードストライクに関する事後調査は、訓練された鳥類調査員が行うこと。	評価書p. 555表8-1-6【バードストライクに関する調査】に次のとおり記載されている。 「訓練された鳥類調査員による踏査を実施し、バードストライクの有無を確認。」
(6) 庄内砂丘のクロマツ林は、砂防林として地域住民の生活に欠かすことのできない重要なものであることから、それに対する影響の回避又は低減に努めること。 建設ヤードの造成及び撤去の施工は強風時を避けるほか、工事期間中に発生する裸地をシートで覆う等の措置を行い、飛砂による被害の発生を防止に努めること。 また、クロマツ林内における送電線の埋設及びクロマツ林に隣接する建設ヤードの造成を行う際は、クロマツを伐採しないこととしているが、クロマツの生育に大きな影響を及ぼすような損傷を生じさせないように、十分留意すること。	評価書6-7植物の項目において、p. 427の6-7-3評価の結果に次のとおり記載されている。 「建設ヤードの造成及び撤去の施工は強風時を避ける他、工事期間中に発生する裸地をシートで覆う等の措置を行うこととする。」及び「クロマツ林に隣接する建設ヤードの造成を行う際は、クロマツは伐採しないこととともに、クロマツの生育に大きな影響を及ぼすような損傷を生じさせないように十分留意することとする。」
(7) 建設ヤードの配置は、重要な群落であるハマニンクークウボウムギ群落を避けて計画し、環境への配慮がある程度行われている。しかし、国定公園内における計画であることから、一般的な在来植物群落に対しても配慮が必要である。 このため、現在の風力発電施設の配置計画において、実行可能な範囲で改変区域に占める在来植物群落の割合を小さくすること。	評価書6-7植物の項目におけるp. 420の6-7-2予測の結果(2)予測結果に、在来植物の改変面積が小さくなるよう検討した旨が記載されている。検討の詳細は資79～85の評価書の資料編6.風車配置計画の再検討結果に記載されている。風車3基の自然植生の改変面積の合計は、準備書で1,803平方メートルであったものが、再検討後の評価書で1,475平方メートルに縮小されている。
(8) 工事による土地の改変部分の植生の復旧に当たっては、周囲に生育する在来植物群落を構成する種の導入に努めること。 なお、植生の復旧を行った箇所は、事後調査を実施することとしているが、背後地へ著しい飛砂の発生が生じない程度に植生が復元するまで事後調査を継続すること。  <div data-bbox="197 1675 871 1809" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【自然環境部会意見 1】 国定公園内であることを十分認識して評価を行うこと。</div> <div data-bbox="197 1832 871 1977" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">【自然環境部会意見 5】 工事に伴う地形改変区域の植生を復元する際は、周囲に生育する在来種の導入を図ること。</div>	植生の復旧に関する事項については、評価書6-7植物の項目において、p. 427の6-7-3評価の結果に次のとおり記載されている。 「植生の復旧には、周囲に生育する在来植物群落を構成する種の導入に努めることとする。」 また、事後調査に関する事項については、p. 554の表8-1-4において植生の復元状況に関して次のとおり追記されている。 「事後調査は、植生工を実施した箇所の植物が活着する時期まで実施する。」

アセス知事意見 <input type="checkbox"/> : 自然環境部会意見	評価書における対応状況
<p>(9) 生態系への影響の予測及び評価を行うために選定したキツネ及びタヌキは、必ずしも対象事業実施区域を主な生活域として利用しているとは言えない。 このため、対象事業実施区域を主な生活域として利用している種を注目種として新たに選定し、生態系への影響の予測及び評価を行うことが可能かどうかを検討すること。可能な場合は、予測及び評価の結果を修正すること。</p> <div data-bbox="196 651 871 786" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自然環境部会意見 1】 国定公園内であることを十分認識して評価を行うこと。</p> </div> <div data-bbox="196 801 871 981" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自然環境部会意見 4】 砂丘地の生態系の特徴を踏まえて評価の対象とする種を適切に選定し、それらの種や生態系に及ぼす影響の評価を行うこと。</p> </div>	<p>評価書6-8生態系の項目において、p. 448～p. 457に、海岸沿いの林に生息する昆虫類のカネタタキを新たに選定し、予測・評価を行った結果が記載されている。その結果、工事による一時的な影響及び風力発電機の存在による恒久的な影響ともに小さいものと評価している。</p>
<p>5 人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>工事車両が十里塚集落内を通過する際は、海水浴場の利用客に対する影響を回避又は低減するため、海水浴場の利用客が集中する時期だけでなく、大型車両の通行量が多くなる時期においても交通誘導員を配置するなどの適切な措置を行うこと。</p> <div data-bbox="196 1335 871 1570" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【自然環境部会意見 6】 工事の際に、資材搬入の大型車両が頻繁に出入りする事が予想され、地元住民の生活に影響が出るおそれがある。想定よりも広範囲に丁寧な説明を行い、安全に配慮するとともに、住民の理解を十分得られるようにすることが必要である。</p> </div>	<p>評価書6-10人と自然との触れ合いの活動の場の項目において、p. 530の6-10-3評価の結果に次のとおり記載されている。 「工事車両が十里塚集落内を通過する際は、海水浴場の利用客が集中する時期に加え、大型車両の通行量が多くなる時期においても交通誘導員を配置する等の適切な措置を行うこととする。」</p>